

定期報告についてお知らせ

建物所有者・管理者、調査員・検査員の皆様へ

令和7年7月1日より

定期報告制度の調査・検査内容が見直されました

国または特定行政庁が指定した特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者は、それぞれ定期的にその状況を専門の資格者に調査・検査させて、その結果を特定行政庁に報告することが建築基準法で義務づけられています。この定期報告制度が国土交通省の告示により改正され令和7年7月1日に施行されました。

【国土交通省の見直しポイント】

- ① 定期調査・検査項目の重複の解消や合理化をおこなっています。
 - ② 赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術による調査・検査が可能となります。
- 詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

【国土交通省の告示改正にともない、生駒市は下記内容を変更しました】

○重複解消のため調査・検査項目の一部を変更しました。

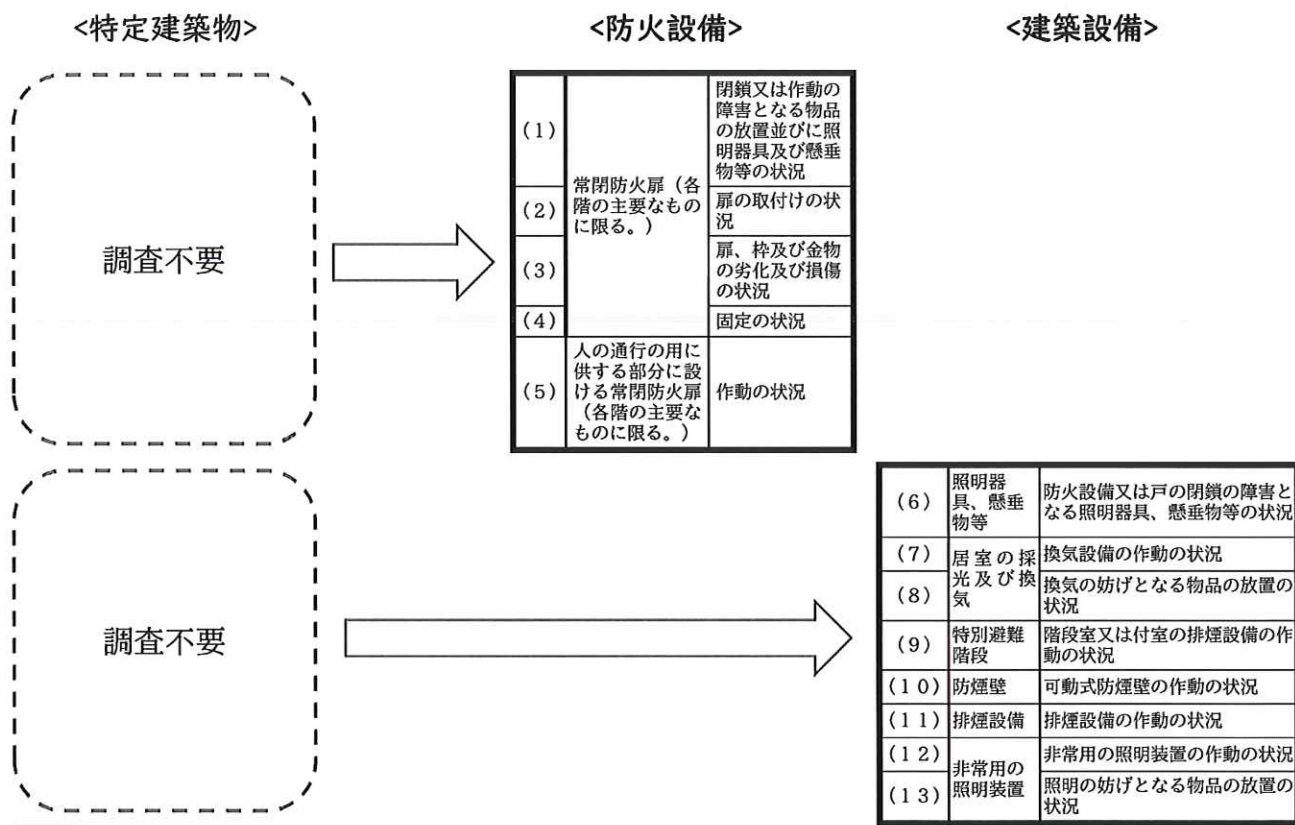
⇒ 調査・検査結果表の様式を変更しましたので7月以降は新様式で報告してください。

○国交省の告示改正により、設備定期検査においてのみ実施されることになった調査項目については、市長が付加する項目として建築基準法施行細則の改正を行い特定建築物定期報告の調査項目に付加しました。

○常時閉鎖した状態にある防火扉に係る検査項目について

⇒ 特定建築物定期調査で報告する場合、防火設備定期検査においては報告を省略することができます。

◆特定建築物 及び 防火設備・建築設備 が報告対象の建築物



◆特定建築物のみが報告対象の建築物

<特定建築物>	<防火設備>	<建築設備>																							
※従来どおり下記項目を含む調査・報告が必要です																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(1)</td><td style="width: 45%;"></td><td style="width: 50%;">閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</td></tr> <tr><td>(2)</td><td rowspan="3">常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）</td><td>扉の取付けの状況</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>固定の状況</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）</td><td>作動の状況</td></tr> </table>	(1)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	(2)	常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	扉の取付けの状況	(3)	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	(4)	固定の状況	(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	作動の状況	(報告対象外)	(報告対象外)										
(1)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況																							
(2)	常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	扉の取付けの状況																							
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況																							
(4)		固定の状況																							
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）	作動の状況																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">(6)</td><td style="width: 45%;">照明器具、懸垂物等</td><td style="width: 50%;">防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況</td></tr> <tr><td>(7)</td><td></td><td>換気設備の作動の状況</td></tr> <tr><td>(8)</td><td>居室の採光及び換気</td><td>換気の妨げとなる物品の放置の状況</td></tr> <tr><td>(9)</td><td>特別避難階段</td><td>階段室又は付室の排煙設備の作動の状況</td></tr> <tr><td>(10)</td><td>防煙壁</td><td>可動式防煙壁の作動の状況</td></tr> <tr><td>(11)</td><td>排煙設備</td><td>排煙設備の作動の状況</td></tr> <tr><td>(12)</td><td rowspan="2">非常用の照明装置</td><td>非常用の照明装置の作動の状況</td></tr> <tr><td>(13)</td><td>照明の妨げとなる物品の放置の状況</td></tr> </table>	(6)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	(7)		換気設備の作動の状況	(8)	居室の採光及び換気	換気の妨げとなる物品の放置の状況	(9)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	(10)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	(11)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	(12)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	(13)	照明の妨げとなる物品の放置の状況		
(6)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況																							
(7)		換気設備の作動の状況																							
(8)	居室の採光及び換気	換気の妨げとなる物品の放置の状況																							
(9)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況																							
(10)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況																							
(11)	排煙設備	排煙設備の作動の状況																							
(12)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況																							
(13)		照明の妨げとなる物品の放置の状況																							

生駒市ホームページ【特殊建築物等の定期報告制度について】
改正内容の詳細について、右記 QR コードでご確認いただけます。



■お問合せ■ 不明な点は、下記にお問い合わせください
 生駒市 都市整備部建築課 電話 0743-74-1111（代表）（内線：3461）